

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	日本版 I S A（少額投資非課税制度）に関する利便性の向上・事務 手続の簡素化				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>以下に掲げる上場株式等について、非課税口座への預け入れ対象に追加すること。なお、その際、投資家利便や金融機関の実務に配慮した簡素な制度とすること。</p> <p>① 金融商品取引業者等が募集を行う上場株式等 ② 新株予約権無償割当により取得した上場新株予約権 ③ 二以上の非課税口座で保管している同一の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得する上場株式等</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1489 974"> <tr> <td data-bbox="874 846 1220 974">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 846 1489 974">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、日本版 I S A に関する利便性の向上に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本版 I S A は、個人投資家の証券市場への参加拡大の観点から導入された少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置である（平成 24 年から施行予定）。</p> <p>しかしながら、今回要望する上場株式等は、現在、非課税口座の預け入れ対象として法律上認められていないため、個人投資家は、当該株式等の取得の際、非課税口座を活用することができない。</p> <p>本施策は、投資家の利便性等を向上させるため、非課税口座への預け入れ範囲の拡大等の措置を講ずるものである。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
		政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。 （参考：非課税口座数）
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 24～26 年（3 年間） （非課税期間は各年 1 月 1 日から 10 年間）
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,479 万人（平成 21 年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成 21 年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、非課税口座の預け入れ範囲が拡大し、投資家利便に資するため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		要望の措置は、投資家利便に資する簡素で分かりやすい制度であるため、妥当である。	

<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度改正 日本版 I S A の創設 ・平成 22 年度改正 日本版 I S A の法制化 	